

北海道大演習場（島松着弾地  
及び島松地区に限る。）に係  
る住宅防音区域及び移転補償  
区域の指定に関する公告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。）の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害（以下「砲撃音等の障害」という。）が著しいと認める区域（以下「住宅防音区域」という。）及び住宅防音区域のうち砲撃音等の障害が特に著しいと認める区域（以下「移転補償区域」という。）をそれぞれ下記のとおり指定し、補助金の交付又は補償等を行うこととしたので公告する。

記

- 1 住宅防音区域として指定する区域
  - (1) 次に示す区域の全部  
北海道恵庭市北柏木町、柏木町、幸町、大町及び文京町  
北海道北広島市三島
  - (2) 次に示す区域のうち北海道防衛局に備え置  
いて縦覧に供する図面に住宅防音区域として  
示す部分  
北海道恵庭市西島松、美咲野、牧場、白樺  
町及び盤尻

北海道北広島市島松及び仁別

2 移転補償区域として指定する区域

次に示す区域のうち北海道防衛局に備え置いて縦覧に供する図面に移転補償区域として示す部分

北海道恵庭市盤尻及び牧場

備考 上記1及び2の区域は、平成24年6月29日における行政区画によって表示されたものとする。

平成24年6月29日 防衛大臣 森本 敏

縦覧場所及び本件に関する問合せ先：

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目  
札幌第三合同庁舎  
北海道防衛局企画部防音対策課  
電話 011(272)7569